

【水道メールマガジン】 第8号(2019年10月)

## 県庁生活衛生課です／業務に役立つ情報 ～補助金・交付金の活用について～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

10月に入り、今年度も折り返しとなりました。

来年度のことを考える機会も増えてきたのではないのでしょうか。

水道の補助金・交付金についても、これから、要望書の作成や、当課による

ヒアリングなど、来年度の要望に向けた準備をすすめていくことになります。

せっかくの国からの財政支援ですので、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

▼△▼

今号の話題

第8号 補助金・交付金の活用について

▲▽▲

今回は、近隣事業者との連携や共同化、効率化などの検討において、

相談を受けることが多い交付金メニューをご紹介します

### ○水道施設台帳整備事業(H29年度創設)

広域化を検討している協議会(兵庫県においては、各ブロックで開催されている

地域別協議会等)に参加している事業者を対象に、水道施設台帳の整備を行う

ために必要な経費を補助します。

具体的には、水道法施行規則第17条の3で規定されているような内容

(管路調書及び施設調書、図面、その他情報)を整備するための経費が

対象となります。

補助率は1/3で、1事業あたり、交付額の上限は100万円です。

令和2年度までの時限事業となっていますので、「たった100万円」と思わず、

活用を検討してみてください。

### ○水道施設台帳電子化促進事業(H30 年度創設)

広域化を検討している協議会(地域別協議会)に参加している事業者で、

水道施設台帳が電子化されていない事業者を対象に、

- ・他の水道事業者と共同で水道施設台帳を電子化するために必要な経費
- ・既に電子化済みの他の事業者の仕様に合わせて電子化するために必要な経費

を補助します。

※「電子化」とは、マッピングシステムや施設データ管理システムの構築を想定

補助率は 1/3 で、交付額の上限はありません。

兵庫県内においては、平成 29 年度末時点において、管路台帳が電子化されていない

事業者が約 13%、施設台帳が電子化されていない事業者が約 50%となっています。

台帳の「電子化」は義務ではありませんが、今後、業務の効率化や他事業者との

連携を検討していく上で、台帳の電子化は必要になってくると思われますので、

この機会にご検討ください。

### ○水道施設共同化事業(R1 年度創設)

共同化事業を行う事業者を含む3以上の事業者において将来的に事業統合又は

経営の一体化を目指していることが、水道基盤強化計画や広域化推進プランなどに

示されている場合に、他の水道事業者と実施する共同の水道施設の建設事業を

補助します。(補助率 1/3)

事業統合や経営の一体化はハードルが高いかもしれませんが、広域化に対する支援

として、新たに創設されています。

### ○緊急時用連絡管

近隣の水道事業者間、又は同一の水道事業者内の系列間において、緊急時用の

連絡管を整備する事業に対する補助です。

「緊急時」に「水道水を相互融通できる施設であること」が必要となります。

補助率は 1/4 で、資本単価 90 円/m<sup>3</sup>以上 の条件があります。

交付金はメニューごとに採択要件がありますので、詳細は「生活基盤施設耐震化等

交付金取扱要領(H31.4.1)」を必ずご確認ください。

なお、補助金等の活用を新規に検討される場合は、お早目にご相談ください。

~~~~~

今月 23 日(水)に、補助金・交付金に関する説明会を開催します。

内容は、

- ・国の予算状況について
- ・交付要綱(採択要件、補助率等)及び要望に当たったの留意事項について
- ・補助金事務(申請・実績報告、請求事務等)について

などを予定しています。

来年度、補助金・交付金を活用する予定の事業体も、そうでない事業体も

今後の活用を見据えてぜひご参加ください。

■ □

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■